

岡山県教育大綱 (素案)

平成27年〇月

目 次

第1	大綱の趣旨	1
第2	教育をめぐる社会情勢の変化	1
1	グローバル化や情報通信技術の進展	
2	人口減少社会の到来	
3	雇用環境の変化	
4	社会のつながりの希薄化など	
第3	基本目標	2
第4	本県の教育の現状と課題	2
1	学力及び学習環境等について	
2	家庭・地域の教育力について	
3	暴力行為等について	
4	体力の向上等について	
5	生涯学習等について	
第5	基本方針	4
1	子どもたちの学力を向上させる魅力ある学校づくりの推進	4
1-（1）	子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備	
1-（2）	不登校問題への対応	
1-（3）	教師の教える技術の向上等	
1-（4）	就学前教育の充実等	
1-（5）	高等学校段階における教育の充実	
1-（6）	特別支援教育の推進	
1-（7）	特色ある私立学校教育の支援	
1-（8）	県立大学における高等教育の推進	
1-（9）	子どもたちの安全の確保	
2	学びのチャレンジ精神の育成	6
2-（1）	子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり	
2-（2）	国際化に対応した教育の推進	
2-（3）	科学技術教育の推進	
3	家庭・地域の教育力の向上	7
3-（1）	家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着	
3-（2）	地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進	
3-（3）	キャリア教育、職業教育の推進	
4	規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成	7
4-（1）	道徳教育の充実による規範意識の確立	
4-（2）	いじめや暴力行為等への対策の推進	
4-（3）	インターネット等青少年を取り巻く問題への対応	
4-（4）	郷土愛、社会に貢献する態度の育成	
4-（5）	健やかな体の育成	
4-（6）	人権教育の推進	
5	生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興	9
5-（1）	生涯学習活動の推進	
5-（2）	文化創造活動の振興	
5-（3）	生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進	

第1 大綱の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき、現下の社会情勢を十分に踏まえ、本県において求められる人材像を明確にした上で、「晴れの国おかやま生き生きプラン」を基本とし、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めるものです。

第2 教育をめぐる社会情勢の変化

1 グローバル化や情報通信技術の進展

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化するとともに、新興国の台頭等による国際競争が一層激化しています。こうした中、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する精神を有した、さまざまな分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要となっています。

2 人口減少社会の到来

平成25年（2013年）における本県の人口は約193万人ですが、平成52年（2040年）には161万人になると推計（※）されており、15歳未満の年少人口の割合は、13.5%（25万8千人）から10.9%（17万6千人）に低下するとされています。

これは、出生者数低下による人口の自然減に加え、若い世代を中心に3大都市圏（東京圏、関西、中部）に対して恒常的な転出超過が生じていることによります。

こうした人口減少を克服するためには、魅力あるしごとの創出や生活・教育環境の整備はもとより、産業の生産性を向上させる高いスキルをもった産業人材など、おかやま創生を担う人材の育成が急務となっています。

特に中山間地域などの人口減少が進んでいる地域においては、少子化による学校の統廃合等に伴い、地域における教育の活力の維持等が課題となっています。

※「日本の将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

3 雇用環境の変化

サービス産業の拡大や国籍を問わない人材採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、かつての終身雇用・年功序列等雇用の慣行が変容しつつあり、雇用形態の多様化が進んでいます。また、本県の非正規雇用者の雇用者全体に占める割合（平成24年度（2012年度）36.7%）は増加傾向にあり、雇用のミスマッチなどの問題を背景とした若年者の早期離職率は高い状況にあります。

このような状況の中、雇用のミスマッチの改善等に向けた教育と地域や産業界等との連携強化や、将来、子どもたちが自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、望ましい勤労観・職業観の育成に加え、働くために必要な能力や困難な課題にも

粘り強く取り組むたくましい心と体を育むことが、より一層求められています。

4 社会のつながりの希薄化など

都市化と過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域のつながりや支え合い機能の低下が指摘されています。これにより、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがあります。また、このことは、規範意識の低下といった教育上の問題の一因ともなっています。

さらには、東日本大震災を契機として、人々のつながりやこれを形成するコミュニティの重要性が再認識されており、地域と連携・協力して、積極的にコミュニティづくりに取り組むことができる人材の育成が求められています。

第3 基本目標

教育をめぐる社会情勢が変化する中で、自立した一人の人間としてたくましく生きる能力、自他共に尊重し主体的に社会とかかわる能力、そして郷土を大切に思い、世界に視野を広げ、よりよい社会づくりに参画する心を持つ人材が求められています。このため、本県では「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成を基本目標とします。

第4 本県の教育の現状と課題

1 学力及び学習環境等について

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の結果からもわかるとおり、児童生徒の基礎・基本の定着や授業以外での平日の学習時間の確保が十分でないことが、引き続き大きな課題となっています。

このため、学力向上に向けたP D C Aサイクルを確立するとともに、教員の指導力の向上や授業改革のさらなる推進、補充学習支援や学習習慣の確立に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

また、不登校については、一部に改善が見られるものの、依然として予断を許さない状況であり、新たな不登校を生まない取組を強化するなど、さらなる効果的な対策が必要です。

2 家庭・地域の教育力について

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭での生活体験を通じて子どもたちは生きる力を身につけ、さまざまな能力や意欲を培うものですが、過保護や過干渉、無責任な放任などの問題が深刻さを増しています。このため、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供するなど支援を行う必要があります。

また、学校支援地域本部（※）や放課後子ども教室など地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備を進め、学校・家庭・地域が相互に連携して家庭・地域の教育力の向上を推進していく必要があります。

※学校支援地域本部：地域住民による学校支援ボランティアが学校教育活動を支援する取組拠点

3 暴力行為等について

暴力行為については、一部に改善が見られるものの、依然厳しい状況にあり、関係機関との連携強化及び専門家の活用等を一層推進するとともに、子どもの家庭環境を踏まえた早期からの対応を行っていく必要があります。

また、スマートフォン等を介したネット上のいじめやトラブル、ネット依存症などの新たな課題に対応するために、情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を一層推進する必要があります。

4 体力の向上等について

小中学校では、体力の向上のために各学校独自の取組が実施されているものの、運動をする子どもとしない子どもの運動習慣の二極化が進んでおり、今後も体力向上に向けた計画的な取組を継続的に実施していく必要があります。

また、子どもたちの食習慣の乱れのほか、肥満やアレルギー等の子どもの健康に係る課題も多様化・深刻化していることから、家庭や学校等が連携し、健康教育や食育を推進する必要があります。

5 生涯学習等について

生涯学習の分野では、指導者養成や各種研修講座の開催により、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、さまざまな知識等を身に付ける機会が提供されてきましたが、研修講座で育った人材が地域で活躍する場や学習成果を生かして社会へ参画できる機会が十分とはいえない状況です。

また、文化・スポーツの振興については、県民が生きがいを持って活動し、さらに豊かで潤いある暮らしや活力ある地域創造につながるよう、地域の文化施設やスポーツクラブと学校との連携を深めるとともに、各団体や施設間の連携を促進するなどさらなる環境整備に取り組む必要があります。

第5 基本方針

本県の教育の現状と課題に鑑み、基本目標の実現に向けて5つの基本方針を定めます。

基本方針に基づく施策の推進に当たって、県は、義務教育等を担う市町村の支援を行うとともに、広域的な取組を必要とする事業を積極的に実施し、市町村との役割分担を踏まえながら連携していきます。

また、併せて、幼稚園・小・中・高等学校などの各学校間、さらには学校教育と職業生活等の連続性ある教育を行うための「縦」の接続、学校、家庭、地域及び専門的な知見・資源を有する大学や企業などがそれぞれの立場で社会全体の教育力を強化するための「横」の連携の視点を持ち、施策を推進します。

1 子どもたちの学力を向上させる魅力ある学校づくりの推進

子どもたちの学習環境の整備及び教員の指導力の向上等により、学習意欲を高め、基礎学力の定着と能力のさらなる伸長を目指すとともに、子どもたちの安全の確保も含めた魅力ある学校づくりを推進します。

また、落ち着いた学習環境の整備などに成果を上げている学校の優れた取組を積極的に紹介することで、より良い教育活動につながるよう学校を支援します。

1-(1) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、学習の基盤となる授業規律の確保、学級集団の意識を高める取組の推進、学び合う集団の育成に努めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等を図ります。これらにより、授業エスケープや学級崩壊を生まない学級づくり、魅力ある学校づくりを推進します。

1-(2) 不登校問題への対応

不登校の未然防止と早期対応に向けて、教職員の教育相談能力の向上、校内組織体制の確立、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用及び学校・家庭・関係機関等との連携を促進し、新たな不登校を生まない取組を強化します。

1-(3) 教師の教える技術の向上等

子どもたち一人ひとりの状況を的確に把握し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導を充実するとともに、授業改善やICT活用等指導力向上のための研修を推進することなどにより、子どもの学習意欲を喚起し学力を向上させる「教える技術（授業力）」の高い、不断に学び合う教員を養成します。また、道徳や小学校英語の教科化を見据えた教員研修等を計画的に実施します。

さらに、教職員には、使命感、子どもたちへの教育的愛情及び実践的指導力やコミュニケーション能力など、学校や子どもたちが抱えるさまざまな教育課題に適切

に対処できる資質や能力が求められることから、人間性豊かで優れた人材の確保に努めるとともに、採用後研修の充実や適切な人事管理等を行います。

1－(4) 就学前教育の充実等

生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質の向上を図り、小学校教育との円滑な接続ができるよう、幼稚園や保育所等と小学校の連携を図るとともに、幼稚園等の教職員への研修などの充実を図ります。

また、認定こども園への移行を促すことで、就学前の質の高い教育・保育の総合的なサービスの提供を促進します。

1－(5) 高等学校段階における教育の充実

生徒数の減少が進む中、学習環境の維持や向上を行い、学校の活力を高めていくことができる県立高等学校の教育体制を整備するとともに、おかやま創生を担う人材やグローバル・リーダー、科学技術の発展を担う人材の育成等に向けて、時代の変化に対応した魅力ある高等学校づくりを推進します。

1－(6) 特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもたちへの適切な指導・支援の充実を図るほか、高等部における就労支援の充実や域内の特別支援教育を支えるセンター的機能の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや学級づくりを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教員の指導力の向上を図り、子どもたちが達成感や成就感を持ち、学習意欲を高めることができるようにします。また、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関と連携体制の整備を図ります。

1－(7) 特色ある私立学校教育の支援

それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに特色ある教育を行っている私立学校は公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育条件の維持や向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成などの支援を行います。

1－(8) 県立大学における高等教育の推進

県立大学においては、豊かな教養と深い専門性を備えて岡山の新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を養成することができる魅力ある大学を目指します。

また、「人間尊重と福祉の増進」という建学の理念の下、産学官連携を進めるとともに、地域貢献等にも積極的に取り組みます。

1-(9) 子どもたちの安全の確保

子どもたちが災害に適切に対応できる実践的な態度や能力を養うため、防災教育や避難訓練の充実を図ります。

また、不審者情報等の積極的な提供や、防犯教室の開催等により児童の危険回避能力を高める取組を進めるとともに、防犯設備・機器の普及促進や自主防犯活動に対する支援を図るなど、学校内外で子どもたちが安全に過ごすことができる環境の整備に向け、地域のボランティアや関係機関等との連携による地域ぐるみの取組を推進します。

2 学びのチャレンジ精神の育成

子どもたちの学力が伸びる仕組みづくりを通して、基礎・基本の確実な定着と自ら意欲的に繰り返し挑戦しようとする「学びのチャレンジ精神」を育成するとともに、互いに切磋琢磨できる環境の中でたくましさを育み、さまざまな分野で活躍できる人材を育成します。

2-(1) 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

小中学校において学校支援ボランティアの活用や支援員の配置等を行うことにより、放課後等の補充学習をサポートし、基礎学力の定着を図ります。

また、繰り返し意欲的に学習に取り組む仕組みとして「学びのチャレンジコンテスト」を実施するなど子どもたちが学びに挑戦できる場を創出し、子どもの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を喚起します。

2-(2) 国際化に対応した教育の推進

グローバル人材の育成の基盤となる語学力、コミュニケーション能力、優れた国際感覚、国際理解の精神を備えた人材の育成を目指し、子どもたちが英語に触れる機会の増加、高校生の海外留学等の促進及び英語教育の充実による英語活用力の向上を図ります。

併せて、日本人としてのアイデンティティを持ち、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

2-(3) 科学技術教育の推進

小・中・高等学校の理科教育において、大学等とも連携して子どもたちの科学や自然に対する興味と関心を高め、豊かな科学的素養を育み、それらの知識や技能を実生活に活用できる力を育てるなど、科学技術教育の推進を図ります。

3 家庭・地域の教育力の向上

子どもたちの豊かな人間性の形成に向け、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として学校・家庭・地域が一体となり、積極的に家庭・地域の教育力の向上を図ります。

3-(1) 家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着

保護者に対して家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話等による相談体制の強化に努め、全ての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちの規則正しい生活習慣と学習習慣の定着を図ります。

3-(2) 地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進

地域住民の参画による学校教育支援、放課後等の活動支援、家庭教育支援を効果的に推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。このため、学校と地域との連絡調整を行うコーディネーターや地域で子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

3-(3) キャリア教育、職業教育の推進

子ども一人ひとりが学業の必要性や意義を実感し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。

また、地域や産業界等と連携しながら、高度な技術や知識を学習する機会を提供するなど、職場体験活動やインターンシップ及び専門高校における職業教育の充実を図ります。

4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成

いじめや暴力行為等への対応を適切に進めるとともに、道徳教育の充実や文化・スポーツなどの体験活動、ボランティアなどの社会貢献活動等を通じて、規範意識と思いやりの心、生まれ育った郷土への愛着と誇り及び社会を生き抜く力を持った子どもたちを育成します。また、子どもの心身の健康の増進を図ります。

4-(1) 道徳教育の充実による規範意識の確立

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等を交えながら道徳教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。さらに、道徳の教科化に対応し、指導方法や指導体制等に関する実践的な研究を通して道徳の授業改善を進め、その成果の普及に努めます。

4－(2) いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動を生まない魅力ある学校づくりを推進します。また、問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底できるよう、核となって活動できる教員を育成し、学校における組織的対応を充実させます。さらに、子どもの家庭環境等を踏まえ、就学前からの早期対応を行います。

その他、問題行動や非行に対しては関係機関が連携して適切に対処するほか、学校が警察と協働で実施する非行防止教室を中心とした「心（社会道徳や規範）と命（生命の大切さ）の教育活動」などを通じて、規範意識の向上に努めます。また、警察本部に設置した学校警察連絡室を核として、警察と学校が連携した少年非行情勢の改善を図ります。

4－(3) インターネット等青少年を取り巻く問題への対応

青少年を良好な生活環境の下で育むため、有害図書 の指定、スマホ・ネット問題対策の推進や関係事業者への立入検査等を実施するとともに、地域住民や関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成や非行防止を図ります。

特に、スマホ・ネット問題については、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

4－(4) 郷土愛、社会に貢献する態度の育成

自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、スポーツ・文化等の体験活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ります。

また、学校におけるボランティア教育を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、社会の一員としてより良い社会づくりに参画していこうとする意欲を育み、郷土岡山の活力を生み出す人材の育成につなげます。

4－(5) 健やかな体の育成

学校での体育の充実を図るとともに、健康教育や食育の推進を通して子どもたちが望ましい生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたりたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。また、外部指導者も効果的に活用して子どもの体力向上への意欲を高めるとともに、スポーツを通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

4-(6) 人権教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むことにより、自他の人権を守ろうとする意識や態度を養い、実践行動につなげる取組を進めます。

5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

豊かで潤いのある暮らしや活力のある地域の創造につながるよう、生涯学習環境の整備や、県民が生きがいを持って活動する機会の拡大、文化・スポーツ活動の振興を行います。

5-(1) 生涯学習活動の推進

県民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会や情報の提供などの充実を図ります。

さらに、学びを生かした地域活動への参画を通して、よりよい地域社会を形成し、郷土岡山の発展を支えることができるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実を図ります。

また、県生涯学習センターを中心に、多様な主体との連携・協働を進めるとともに、県立図書館と市町村立図書館のネットワークの充実等を図ることにより、生涯学習活動を支援する環境づくりを推進します。

5-(2) 文化創造活動の振興

県立美術館や天神山文化プラザ等の文化施設の利用促進や充実に努めるとともに、文化団体等の活動を支援することにより、県民の文化創造活動の振興を図ります。

新たな創造活動の活性化と地域のにぎわい創出を促進するよう、地域住民やまちづくりに取り組む団体、芸術家等との協働による文化の力を活用した地域づくりを推進するとともに、将来の地域文化の担い手を育成します。

5-(3) 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

全ての県民が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、県民の豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組めます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツを核とした地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。